

仙南地区在宅ホスピスケア連絡会会則

(名称)

第1条 本会は、「仙南地区在宅ホスピスケア連絡会」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、宮城県仙南保健所に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域における在宅ホスピスケアの推進を図り、患者・家族を含む住民と保健・医療・福祉の関係職種及び機関が連携強化し、患者及び介護家族の身体的・精神的・社会的な支援を行うことを目的とする。

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する個人と仙南地区の保健・医療・福祉従事者及び行政機関の職員をもって組織する。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 在宅ホスピスケアの事例検討及び研修に関すること。
- (2) 地域の保健・医療・福祉のネットワーク形成に関すること。
- (3) 在宅ホスピスケアの啓発普及に関すること。
- (4) その他本会の目的達成に必要なこと。

(役員)

第6条 本会は、下記の役員を置く。

代表 1名
副代表 2名
世話人 若干名
監事 2名

- 2 代表、副代表並びに監事は役員の内選による。
- 3 代表は、本会を代表し、会務を総括、運営する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が事故あるときはその職務を代理する。
- 5 世話人は、発起人及び会員の互選により選出する。
- 6 監事は、本会の会務と会計について監査し、総会に報告する。

(役員の内選)

第7条 役員の内選は2年とする。ただし、補欠役員の内選は残任期間とする。

- 2 役員は、再任を妨げない。

(総会)

第8条 総会は、毎年1回以上開催し、会則の改廃、事業報告、事業計画及びその他の重要事項の内選を受けるものとする。

(世話人会)

第9条 本会の運営に必要な方策の研究、企画、立案にあたるために、世話人会を置く。

(会費)

第10条 本会の経費は、必要に応じ会費として徴収することとする。

附 則

- 1 この会則は、平成11年2月24日から施行する。
- 2 この会則は、平成13年9月21日から施行する。
- 3 この会則は、平成14年5月27日から施行する。
- 4 この会則は、平成16年7月31日から施行する。